

《期日指定定期預金》商品概要説明書

(平成28年1月1日現在)

1. 商品名	期日指定定期預金
2. ご利用可能な方	個人のお客さまに限ります。
3. 期間	<p>この預金には、払戻に関する期間の定めがあります。</p> <p>最長3年</p> <p>満期日は、据置期間(1年)の満了日から最長3年までの間の任意の日を指定できます。(ただし、満期日の指定をする時は預金店にその1ヵ月前までに通知することが必要です。)</p> <p>預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いが可能です。</p>
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<p>一括預入</p> <p>100円以上300万円未満</p> <p>1円単位</p>
5. 払戻方法	満期日に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 課税	<p>預入時の店頭表示の利率を満期まで適用します。</p> <p>満期日以後に一括して支払います。</p> <p>解約時に預入日から満期日の前日までの期間について次の利率を用いて、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年毎の複利で計算します。</p> <p>(1) 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合 証書記載の「2年未満」利率</p> <p>(2) 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合 証書記載の「2年以上」利率</p> <p>平成49年12月31日までに受け取るお利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税扱いとなります。法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、申告等の所定の手続を行うことによりマル優(非課税)の取扱いをご利用いただけます。</p>
7. 手数料	_____
8. 付加できる特約項目	<p>総合口座の場合は、定期預金を担保とすることにより、当座貸越を利用することができます。</p> <p>ただし、当行が認めた場合を除き未成年の方はご利用いただけません。</p> <p>貸越のご利用については、総合口座取引規定に準じてお取扱いいたします。</p>

家庭の銀行



9. 中途解約	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により1年毎の複利計算した利息とともに払い戻します。なお、預入期間が6ヵ月以上の場合、計算した中途解約利率が預入日の普通預金利率を下回る場合は、その普通預金利率を下限とします。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 預入期間が6ヵ月未満の場合</td> <td>預入日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>(2) 預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>(3) 預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>(4) 預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>(5) 預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>(6) 預入期間が2年6ヵ月以上3年未満の場合</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table>	(1) 預入期間が6ヵ月未満の場合	預入日における普通預金利率	(2) 預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合	約定利率×40%	(3) 預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合	約定利率×50%	(4) 預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合	約定利率×60%	(5) 預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合	約定利率×70%	(6) 預入期間が2年6ヵ月以上3年未満の場合	約定利率×90%
(1) 預入期間が6ヵ月未満の場合	預入日における普通預金利率												
(2) 預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合	約定利率×40%												
(3) 預入期間が1年以上1年6ヵ月未満の場合	約定利率×50%												
(4) 預入期間が1年6ヵ月以上2年未満の場合	約定利率×60%												
(5) 預入期間が2年以上2年6ヵ月未満の場合	約定利率×70%												
(6) 預入期間が2年6ヵ月以上3年未満の場合	約定利率×90%												
10. 預金保険に関する事項	<p>この預金は、預金保険の対象として、同保険の範囲内で保護されます。預金保険制度について、くわしくは店頭備え付けのポスターまたはパンフレットをご覧ください。</p>												
11. その他の説明事項	<p>満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>満期日の指定がない時は最長預入期限が満期日となります。</p> <p>金利については、当行窓口までお問い合わせください。</p>												
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772</p>												